

# やまなし子どもの貧困対策広域的活動拠点設備整備等事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 知事は、子どもの貧困対策を推進するため、特定非営利活動法人等が実施する子どもの貧困対策広域的活動拠点設備整備等事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助対象者)

第2条 補助の対象となる団体（以下「補助対象者」という。）は、次の要件の全てに該当する営利を目的としない民間団体とし、法人格の有無を問わない。

- (1) 県内に事務所を有し、かつ県内を中心に活動していること
- (2) 活動地域に関係なく、県内に住む支援が必要な子どもとその親に対応していること

## (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が2以上の市町村に跨がって行う、子どもの貧困対策を広域的に活動する拠点の設備を整備する等の次のいずれかの事業とする。

- (1) 拠点として活動する施設の新設及び修繕に係る事業
- (2) 子どもの居場所等を利用する子どもとその親の直接支援につながる事業
- (3) その他子どもの貧困対策に資するとして知事が認める事業

## (補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助率の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

2 行政機関、公益財団法人、民間企業など他の機関から助成を受ける事業とは、その補助対象経費を別にすること。

## (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、やまなし子どもの貧困対策広域活動拠点設備整備等事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受領し、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から聴取等の調査を行うことができる。

(審査)

第6条 審査は、書面により行う。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の審査に基づいて、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金交付の条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事から規則第10条の規定により補助事業の執行状況に関する報告を求められた場合は、速やかに書面により報告しなければならない。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第4号)に関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定により実績報告書を受領したときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第12条 補助金の交付は、精算払いとする。

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定める期間(第3項において「財産処分制限期間」とい

う。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

#### (書類の保管)

第14条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

## 別表

補助対象経費	補助率	補助限度額
1 修繕料（建物の内装及び附帯設備の修繕に関するものに限る） 2 委託料（補助対象経費の総額の1/2以内とする） 3 備品購入費（1件あたり3万円以上の物品の購入に限る） 4 需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費等で、第3条(2)に掲げる事業に限る） 5 役務費（通信運搬費、保険料等で、第3条(2)に掲げる事業に限る） 6 使用料及び賃借料（ただし、第3条(2)に掲げる事業に限る） 7 その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の4分の3以内	750千円

様式第1号

第 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名  
TEL

印

令和 年度やまなし子どもの貧困対策広域的活動拠点設備整備等事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、やまなし子どもの貧困対策広域的活動拠点設備整備等事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業計画書（様式第1号の1）
- 3 収支予算書（様式第1号の2）
- 4 申請団体調書（様式第1号の3）及び会員名簿
- 5 誓約書（様式第1号の4）
- 6 その他添付書類

事業計画書

①事業名称	(20字以内)	
②事業実施地域	(具体的な実施場所、2以上の市町村に跨がること)	
③事業概要	事業の目的	
	事業実施予定期間	
	具体的な事業内容 (150字以内)	
	どのような子ども・家庭の状況や支援ニーズ等に対応するのか	
④事業効果	上記ニーズ等に対する成果目標(できる限り数値化してください)	
	事業終了後に期待される事業の波及効果(できる限り数値化してください)	
⑤連携団体等 (事業を実施するに当たり連携する団体等)	団体・部署名	
	連携内容	
	団体担当者	

※ 用紙が足りない場合は適宜追加してください。

※ 参考となる資料がある場合は別に添付してください。

収支予算書

○収入の部

単位:円

科目	予算額	積算の根拠	備考
合計			

○支出の部

単位:円

科目	予算額	積算の根拠	備考
合計			

※ 団体等の年間予算ではなく、申請に関わる事業収支のみを記載してください。  
 ※ 支出の部〔科目〕欄には、「(別表)補助対象経費」の科目を記入してください。

様式第1号の3

申請団体調書

①団体名称	団体種別(法人格)	
	団体名	
	団体名ふりがな	
②団体所在地	郵便番号	
	都道府県名	
	市区町村	
	市区町村ふりがな	
	詳細住所	
	詳細住所ふりがな	
③団体代表者	役職	
	氏名	
	氏名ふりがな	
④団体情報	団体設立年月日	
	団体の構成人数	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-Mail	
	Facebook等のURL	
	これまでの主な活動内容	※活動内容が分かるパンフレット・チラシ類、総会資料等があれば添付することで記載不要
⑤担当者	氏名	
	氏名ふりがな	
	E-Mail	

※ 法人の定款、直近2年の決算書を添付してください。



## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己又は団体の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

[ 法人、団体にあつては事務所所在地 ]

[ 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 ]

(ふりがな)

氏 名

Ⓜ

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

第 号  
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

令和 年度やまなし子どもの貧困対策広域的活動拠点設備整備等事業費補助金の  
交付決定について(通知)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについては、山梨県補助金等  
交付規則及びやまなし子どもの貧困対策広域的活動拠点設備整備等事業費補助金交付要綱第  
7条の規定により、次のとおり交付決定します。

交付決定額 円

第 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

団体名

代表者名

TEL

印

令和 年度やまなし子どもの貧困対策広域的活動拠点設備整備等事業費補助金  
事業変更(中止・廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更(中止・廃止)したいので申請します。

1 変更(中止・廃止)の理由

2 変更(中止・廃止)の内容

(※変更の場合:交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。)

山梨県知事 殿

所在地

団体名

代表者名

TEL

印

令和 年度やまなし子どもの貧困対策広域的活動拠点設備整備等事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定の通知のあった補助事業について、その実績を次のとおり報告します。

- 1 事業報告書（様式第4号の1）
- 2 収支決算書（様式第4号の2）
- 3 経理関係書類（領収書の写し等支出の実績が証明できるもの）
- 4 その他添付書類

事業報告書

①事業名称	(20字以内)	
②事業実施地域	(具体的な実施場所、2以上の市町村に跨がること)	
③事業結果	事業の目的	
	事業実施期間	
	事業実施内容 (150字以内)	
	事業実施結果(できる限り数値化してください)	
④事業成果	目標に対する成果(できる限り数値化してください)	
⑤事業効果	事業終了後の事業の波及効果(できる限り数値化してください)	
⑥連携団体等(事業実施に当たり連携した団体等)	団体・部署名	
	連携内容	
	団体担当者	

※ 用紙が足りない場合は適宜追加してください。

※ 参考となる資料がある場合は別に添付してください。

収支決算書

○収入の部

単位:円

科目	予算額(A)	決算額(B)	決算額の内訳	比較増減(B)-(A)
合計				

○支出の部

単位:円

科目	予算額(A)	決算額(B)	決算額の内訳	比較増減(B)-(A)
合計				

※ 支出の部[科目]欄には、「(別表)補助対象経費」の科目を記入してください。

第 号  
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

令和 年度やまなし子どもの貧困対策広域的活動拠点設備整備等事業費補助金の  
額の確定について(通知)

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあったこのことについては、やまなし子どもの  
貧困対策広域的活動拠点設備整備等事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり  
補助金の額を確定します。

確定額 円

山梨県知事 殿

所在地

団体名

代表者名

TEL

印

財産処分承認申請書

令和 年度やまなし子どもの貧困対策広域的活動拠点設備整備等事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、やまなし子どもの貧困対策広域的活動拠点設備整備等事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、申請します。

1 処分しようとする財産の明細

2 処分の内容

3 処分しようとする理由

4 その他必要な書類